

いじめ防止基本方針

北海道松前高等学校

令和7年度 北海道松前高等学校「いじめ未然防止宣言」

松前高校生徒会はいじめを絶対にゆるさないという観点から、いじめ未然防止宣言を設定します。それは会津藩の教えである「什の掟」から抜粋した以下の3つです。

- 1 嘘をつくべからず
- 2 卑怯な振る舞いをするべからず
- 3 弱きをいじめるべからず

これからの高校生活でいじめを見逃さないよう、上記の3つを心がけて、より良い高校生活にしていきましょう

令和7年4月1日 北海道松前高等学校生徒会

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを認識し、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が多様性を認め互いに支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とし、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめのない安全・安心な学校を作るために「北海道松前高等学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 「松前高校いじめ基本方針」を定める意義

- (1) 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をとる事ができる。
- (2) 対応の方針を示すことで、生徒や保護者の安心感やいじめの防止につながる。
- (3) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることで加害者への支援につながる。

3 いじめの定義

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

○ いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○ 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをさせる。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

5 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

○ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

○ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

○ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級

集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅱ 基本的施策

1 いじめの未然防止

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。
 - ① 各担任より、生徒に対して「いじめの定義」(Ⅰの1『いじめ防止等に関する基本的な考え方』の3)を説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知する。
 - ② 相手を知り自分を知ってもらい、相手を思いやる気持ちを醸成する。
 - ③ 学力に対する自信のなさや不安に伴うひやかしやからかいなどを防ぐためにも、公開授業や教科研修などにより「わかる授業」の徹底を図る。
 - ④ 年度当初より、授業中の規律(ベル着や姿勢等)について徹底する。また、教師の不用意な発言から発生することを理解し、言動にも注意する。
 - ⑤ 全ての教育活動において、「人として」の心遣いや優しさを指導する。
 - ⑥ 計画的に人間教育を行うとともに、いじめ防止対策委員会を定期的に開催し情報交換等を実施する。
- (2) 生徒の保護者、地域、住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。保護者にも学校行事に参加をいただき、生徒たちの姿を見て、叱咤激励をしていただくことで、学校と保護者及び生徒の一体感を感じさせる。
- (3) 保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行い、様々な手段(学級便り・学年便り・学校便り・学校HP)を通して、地域や保護者に学校の現状やいじめ対策について周知する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、アンケートの使用及び生徒への面談等による定期的な調査、その他の必要な措置を講ずる。
 - ① 担任及び教科担任は、生徒の些細な変化に気になることがあった場合、5W1H(いつ、誰が・誰と、どこで、何を、どうした)をメモし、職員が共有できるようにする。
 - ② 担任は、学年及び養護教諭に相談するとともに、生徒の変化を記録し、保護者の協力を得、家庭内の様子を含めて連絡を密にする。
 - ③ 生徒との雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - ④ 定期的なアンケートの実施や面接を実施し、気になる場合は、直ちに面接を実施するなど、スピード感をもって組織的に対応する。
- (2) 外部機関と連携を図りながら、いじめに係る相談体制を整備し、必要に応じて、警察、病院等と協力しながら進める。
- (3) 相談体制の整備
 - ① 校内に「いじめ防止対策委員会」を組織し、必要に応じて外部機関との連携を図る。
 - ② 教育相談週間を定期的の実施するとともに、いつでも相談できる環境作りを整備する。

3 いじめの防止等のための対策に係る資質の向上

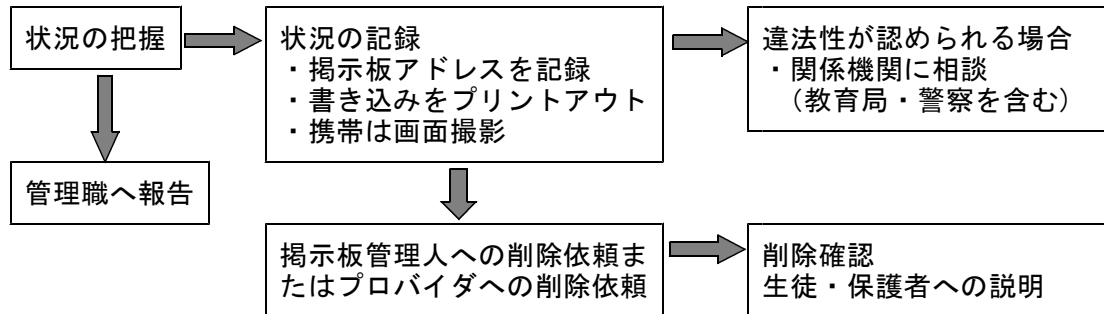
- (1) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じ教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、スクールカウンセラー(以下SC)等の専門的知識を有する者を講師とした校内研修会を実施する。
- (2) 教職員に対し、研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

4 インターネットを通じて行われる「ネットいじめ」に対する対策の推進

- (1) 「ネットいじめ」とは
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、SNS、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどが「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。
- (2) インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。
「ネットいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては法務局や警察等の専門機関と連携して対応する。

- (3) 生徒及びその保護者が、「ネットいじめ」を防止し、及び効果的に対処することができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し、啓発活動を行うと共に、生徒にインターネットに関して、専門家による外部講演会を実施する。また、必要な情報等について、あらゆる方法を用いて地域や保護者に周知する。
- (4) 生徒が「ネットいじめ」に巻き込まれていないかを監視するために、インターネットパトロールを通じて適切に対応する。
- ① セキュリティーを解除したPCによりネット上を定期的に巡回を実施する。
 - ② 不適切な書き込みがあった場合は、内容を記録し、書き込んだ本人が特定される場合は、直ちに削除させる。

不当な書き込みへの対応チャート

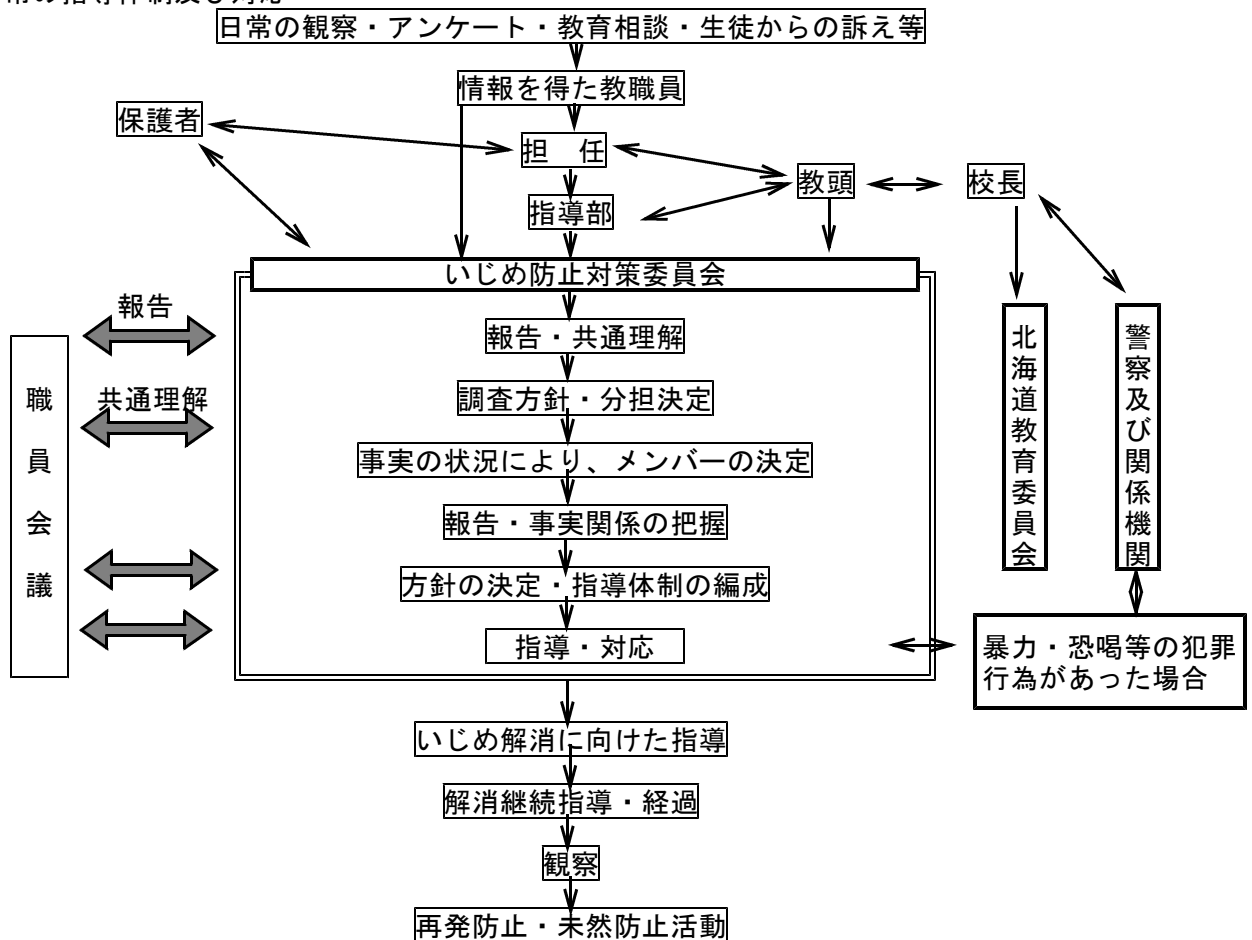


- 5 点検・評価の実施及び不断の見直し
いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、スピード感を持って保護者及び生徒の声を反映させるために、中間及び年度末反省により、評価・反省をおこない、半期ごとに改善を図る。
- 6 特に配慮が必要な生徒
- (1) 「性的マイノリティ」LGBT (L: 女性同性愛者、G: 男性同性愛者、B: 両性愛者、T: 身体的性別と性自認が一致しない人)のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ生徒
 - (2) 多様な背景を持つ生徒
 - (3) 東日本大震災により被災した生徒、原子力発電所事故により避難している生徒

Ⅲ いじめの防止等に関する生徒及び保護者への対応

- 1 いじめに対する早期対応措置
- (1) いじめ防止対策委員会の設立
 - ① 構成員
校長・教頭・指導部 (生活担当部長)・教務部長・該当学年担任・養護教諭・SC
 - ② 活動内容
いじめの未然防止・早期発見・早期解消を目的とし、いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たし、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。また、日常的な未然防止及び、早期発見・解消に向けての取組などを定期的に検証し、改善を図る。更に、本方針の見直しについても適切に実施する。
 - (2) 生徒からいじめに係る相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、生徒が在籍するクラス担任及び管理職及び「いじめ防止対策委員会」へ報告をする。
 - (3) いじめの通報を受けたときなど生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに学年・指導部・いじめ防止対策委員会と相談しながら事実確認を行い、適切な措置をとる。
 - ① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ② 情報源の生徒たちを徹底して守るため、休み時間や放課後においても目の届く体制を整備する。
 - ③ これまでの調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。
 - (4) いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、場合によってはSC等の協力を得ながら継続的に対応する。
 - ① いじめを受けた生徒には親身な教育相談を一層充実させ、SC等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図り、徹底して守り通す。
 - ② いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるように養護教諭やSC等との連携を積極的に図り、根気強く継続して指導する。

- ③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとる。特に、暴行や恐喝等犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携を積極的に図る。
- ④ 家庭教育を支援するため、様々な学習機会や情報の提供、相談体制の整備を積極的に推進する。
- (5) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講じ、状況に応じて、別室登校をさせる。
- (6) 担任は、いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。また、両方の保護者ともに情報の共有を行い、保護者を含めて解決を図る。
- (7) いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (8) 日常の指導体制及び対応



IV 重大事態への対処

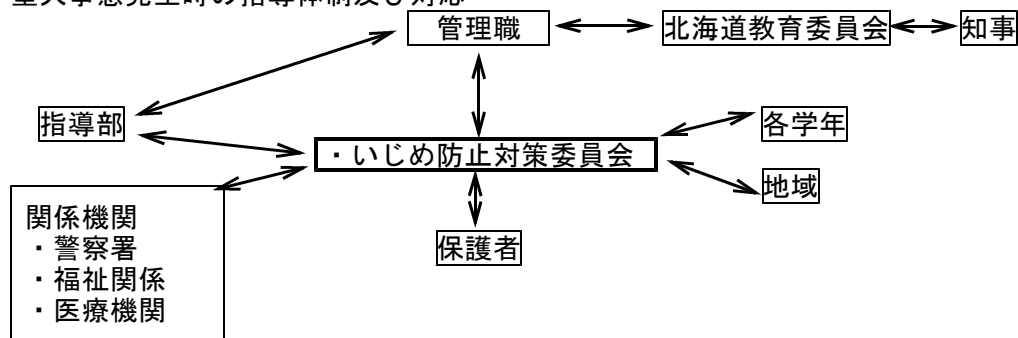
1 対処方針

重大事態とは事実関係が確定した段階で、重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

次に掲げる重大事態が発生した場合には、速やかに北海道教育委員会を通じ北海道知事へ報告し、北海道教育委員会と協議のもと対処する。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合(いじめが原因での不登校)
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申立てがあったとき。

(4) 重大事態発生時の指導体制及び対応



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組みにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、いじめが深刻な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し慎重に対応する。

V いじめ防止教育の年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月
会議等	○いじめ防止対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画 ・保護者向け啓発 ○スマホ安全教室	----- 事案発生時・緊急対応会議開催 ----- ○学校運営協議会 ・指導方針確認 ・指導計画		○職員研修 (生徒支援・事例研修)
防止対策	○ネットパトロール(毎月2回) ○HyperQUの実施	○ネットパトロール(毎月2回) ○教育相談週間① ○SCによる教育相談	○いじめ調査 ○SCによる教育相談 ○ネットパトロール(毎月2回)	○ネットパトロール(毎月2回)

	8 月	9 月	10 月	11 月
会議等	○いじめ防止対策委員会 ・中間報告 ・指導経過	----- 事案発生時・緊急対応会議開催 ----- ○対策委員会による基本方針の点検・見直し		○職員研修 (生徒支援・事例研修)
防止対策	○ネットパトロール(毎月2回)	○ネットパトロール(毎月2回) ○SCによる教育相談	○教育相談週間② ○ネットパトロール(毎月2回) ○SCによる教育相談	○SCによる教育相談 ○いじめ調査 ○ネットパトロール(毎月2回)

	12 月	1 月	2 月	3 月
会議等		----- 事案発生時・緊急対応会議開催 -----	○いじめ防止対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告	○対策委員会による基本方針の点検・見直し
防止対策	○ネットパトロール(毎月2回) ○HyperQUの実施 ○SCによる教育相談	○ネットパトロール(毎月2回)	○ネットパトロール(毎月2回)	○ネットパトロール(毎月2回)